

美濃加茂市議会
第1回定例会議案

令和8年2月19日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 5号	美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について	1
議第 6号	美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例について	3
議第 7号	美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について	7
議第 8号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11
議第 9号	美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について	38
議第10号	美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	47
議第11号	美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例について	51
議第12号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	54
議第13号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	57
議第14号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	58
議第15号	美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について	59
議第16号	美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	60
議第17号	令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算(第12号)	61
議第18号	令和7年度美濃加茂市市後期高齢者医療会計補正予算(第2号)	96
議第19号	令和8年度美濃加茂市一般会計予算	107
議第20号	令和8年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	107
議第21号	令和8年度美濃加茂市介護保険会計予算	107

議第 2 2 号	令和 8 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 0 7
議第 2 3 号	令和 8 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	1 0 7
議第 2 4 号	令和 8 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 0 7
議第 2 5 号	令和 8 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 0 7
議第 2 6 号	令和 8 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 0 7
議第 2 7 号	令和 8 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 0 7
議第 2 8 号	指定管理者の指定について(総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂)	1 0 8
議第 2 9 号	市道路線の認定について	1 0 9
議第 3 0 号	美濃加茂市副市長の選任について	1 1 8
議第 3 1 号	美濃加茂市と坂祝町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 1 9
議第 3 2 号	美濃加茂市と富加町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 2 2
議第 3 3 号	美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 2 5
議第 3 4 号	美濃加茂市と七宗町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 2 8
議第 3 5 号	美濃加茂市と八百津町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 3 1
議第 3 6 号	美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 3 4
議第 3 7 号	美濃加茂市と東白川村との間の学校腎臓検診事務の委託について	1 3 7
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4 0

議第5号

美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例について

美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「法」という。)第3条第1項及び第5条の規定に基づき、美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録式投票機による投票)

第2条 美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙における投票(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。)は、法第3条第1項の規定により電磁的記録式投票機を用いて行うものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第3条 電磁的記録式投票機における公職の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)の表示は、次に掲げる方法のうち美濃加茂市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が指定するいずれかの方法によるものとする。

(1) 電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)に全ての候補者の氏名等を同時に表示させる方法

(2) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法

- (3) 選挙人が画面等に入力した内容を電磁的記録式投票機に認識させ、認識された内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
 - (4) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
 - (5) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法
- 2 候補者等の氏名等を画面等に表示する順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。ただし、前項第2号又は第3号に規定する方法で2以上の候補者の氏名等を同時に表示させる場合の当該表示の順序は、当該2以上の候補者の氏名等のうち、この項本文のくじで定める順序が早いものから順に表示する順序によるものとする。
- 3 音声による候補者の氏名等の表示は、選挙人の申出により視覚障害その他投票管理者が必要と認める場合に行うことができるものとし、表示する場合は、選挙人が正確に聴き取ることができるものでなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以後その期日を告示される美濃加茂市の議会の議員及び長の選挙から適用する。

議第 6 号

美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例について

美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例を整理する条例

(美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(関係者に対する費用の弁償) 第 1 3 条 法第 4 3 3 条第 7 項の規定によつて関係者 (審査申出人及び市長を除く。) に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して美濃加茂市職員の旅費に関する条例 (令和 7 年美濃加茂市条例第 2 9 号) の例により費用弁償を行う。	(関係者に対する費用の弁償) 第 1 3 条 法第 4 3 3 条第 7 項の規定によつて関係者 (審査申出人及び市長を除く。) に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して美濃加茂市職員の旅費に関する条例 (昭和 6 3 年美濃加茂市条例第 1 号) の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行した	(費用弁償) 第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行した

場合は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（令和7年美濃加茂市条例第29条）の例により費用弁償を行う。

ときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

2 特別職の職員が職務を行うために会議等
に出席したときは、その者の住所又は居所
から会議等の場所までの通勤に要する費用
として、規則で定めるところにより、費用
弁償として支給することができる。

3 第3条第1項及び第2項の規定は、前項
の費用弁償について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職
員に支給する費用弁償については、一般職
の職員の旅費の例による。

別表（第2条、第5条関係）

別表（第2条、第5条関係）

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額
(略)		

区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)			美濃加茂市職員の旅費に関する条例(昭和63年美濃加茂市条例第1号)に規定する市長、副市長及び教育委員会の教育長の旅費に相当する額
(略)			美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額

(公聴会参加者等の実費弁償条例の一部改正)

第3条 公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和49年美濃加茂市条例第34号）の

一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 前条の実費弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（令和7年美濃加茂市条例第29号）の例による。</p>	<p>第3条 前条の実費弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）に規定する7級の職務にある者の旅費に相当する額とする。ただし、同条例の規定にかかわらず日当については、1日につき5,000円とする。</p>

（美濃加茂市消防団条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市消防団条例（平成4年美濃加茂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第12条 消防団員が公務のため旅行した場合は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（令和7年美濃加茂市条例第29号）の旅費の例により費用弁償を行う。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第12条 消防団員が公務のため旅行した場合は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）の規定に基づき、団長については副市長相当職と、副団長については7級相当職と、分団長については6級相当職と、その他の消防団員については4級相当職とみなして、同条例の規定による旅費に相当する額を費用弁償として支給する。</p>

（美濃加茂市財産区管理会条例の一部改正）

第5条 美濃加茂市財産区管理会条例（平成23年美濃加茂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区分	報酬（年額）	費用弁償の額	区分	報酬（年額）	費用弁償
(略)		美濃加茂市職員の旅費に関する条例（令和7年美濃加茂市条例第29号）の例による。	(略)		美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）に規定する一般職の職員の旅費に相当する

	額
--	---

(美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第6条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公務のための旅行に係る費用弁償)	(公務のための旅行に係る費用弁償)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 前項の費用弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（ <u>令和7年美濃加茂市条例第29号</u> ）の例による。	2 前項の費用弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（ <u>令和7年美濃加茂市条例第29号</u> ）の <u>一般職の職員</u> の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例、公聴会参加者等の実費弁償条例、美濃加茂市消防団条例、美濃加茂市財産区管理会条例及び美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、同日以後に出発した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

議第7号

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例（令和7年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護師の養成施設に在学する者で、卒業後に<u>加茂地域内医療機関</u>において看護師の業務（以下「看護業務」という。）に従事する意思を有するものに対し、予算の範囲内で美濃加茂市看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、<u>加茂地域内医療機関</u>の看護師確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護師の養成施設に在学する者で、卒業後に<u>市内医療機関</u>において看護師の業務（以下「看護業務」という。）に従事する意思を有するものに対し、予算の範囲内で美濃加茂市看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより<u>市内医療機関</u>の看護師確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 加茂地域内医療機関 美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村 (以下「加茂地域」という。) 内に設置された医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 養成施設を卒業後に加茂地域内医療機関において看護業務に従事する意思があること。

(3) 修学に関し、加茂地域を除く地方公共団体の同種の資金の貸与を受けていない者又は受ける見込みがない者であること。

(貸与契約の締結)

第9条 (略)

2 前項の貸与契約の相手方 (以下「修学生」という。) は、当該契約の締結に当たっては、加茂地域内医療機関において看護業務に従事する旨の誓約書を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 加茂地域内医療機関において看護業務に従事しているとき。

(1)・(2) (略)

(3) 市内医療機関 市内に設置された医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) (略)

(2) 養成施設を卒業後に市内医療機関において看護業務に従事する意思があること。

(3) 修学に関し、他地方公共団体の同種の資金の貸与を受けていない者又は受ける見込みがない者であること。

(貸与契約の締結)

第9条 (略)

2 前項の貸与契約の相手方 (以下「修学生」という。) は、当該契約の締結に当たっては、市内医療機関において看護業務に従事する旨の誓約書を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 市内医療機関において看護業務に従事しているとき。

(3) (略)

(返還の債務の当然免除)

第13条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師免許を取得し、直ちに加茂地域内医療機関において看護業務に従事し、その従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) (略)

2 前項第1号の場合において、加茂地域内医療機関において看護業務に従事した後、病気等市長がやむを得ないと認める理由により看護業務に従事できなくなり、その理由がなくなった後直ちに当該加茂地域内医療機関において看護業務に従事した者の期間の計算については、後の看護業務に従事した期間は、先の看護業務に従事した期間に引き続いたものとみなす。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得し、直ちに加茂地域内医療機関において看護業務に従事した後、前条第1項の規定による免除を受ける前にやむを得ない理由により退職したとき。

(2) (略)

(3) (略)

(返還の債務の当然免除)

第13条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師免許を取得し、直ちに市内医療機関において看護業務に従事し、その従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) (略)

2 前項第1号の場合において、市内医療機関において看護業務に従事した後、病気等市長がやむを得ないと認める理由により看護業務に従事できなくなり、その理由がなくなった後直ちに当該市内医療機関において看護業務に従事した者の期間の計算については、後の看護業務に従事した期間は、先の看護業務に従事した期間に引き続いたものとみなす。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得し、直ちに市内医療機関において看護業務に従事した後、前条第1項の規定による免除を受ける前にやむを得ない理由により退職したとき。

(2) (略)

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度中に貸与契約を締結し、修学資金の貸与を受けている者については、
なお従前の例による。

議第 8 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
美濃加茂市国民健康保険条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭費) 第 6 条 (略)</p>	<p>(葬祭費) 第 6 条 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金)</u> 第 6 条の 2 給与等(所得税法(昭和 4 0 年法 律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与 等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に 規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ) の支払を受けている被保険者が療養のため 労務に服することができないとき(新型コロ ナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ イルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月 に、中華人民共和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。)である感染症をい う。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱 等の症状があり当該感染症の感染が疑われ るときに限る。)は、その労務に服すること</p>

ができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナ

第4章 保健事業

(保健事業)

第7条 (略)

(保険料の賦課額)

第10条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額

ウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保健事業

(保健事業)

第7条 (略)

(保険料の賦課額)

第10条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

をいう。以下同じ。)

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同

(基礎賦課総額)

第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同

じ。)の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ハ～ホ (略)

へ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて

じ。)の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ハ～ホ (略)

へ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び

同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ・ニ (略)

(基礎賦課限度額)

第20条 第12条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の1

同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ・ニ (略)

(基礎賦課限度額)

第20条 第12条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100

00分の15に相当する額を当該年度の
前年度及びその直前の2箇年度の各
年度における被保険者が属する世帯の
数等を勘案して算定した数から特定世
帯の数に2分の1を乗じて得た数と特
定継続世帯の数に4分の1を乗じて得
た数の合計数を控除した数で除して得
た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金
賦課額(第32条及び第32条の4の規定に
より介護納付金賦課額を減額するものとし
た場合にあつては、その減額することになる
額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課
総額」という。)は、第1号に掲げる額の見
込額から第2号に掲げる額の見込額を控除
した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民
健康保険に関する特別会計において負担
する介護納付金の納付に要する費用に充
てる部分に限る。次号において同じ。)の
額

(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第26条 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第26条の2 保険料の賦課額のうち子ども・
子育て支援納付金賦課額(第32条、第32
条の3、第32条の4及び第32条の5の規
定により子ども・子育て支援納付金賦課額を
減額するものとした場合にあつては、その減
額することになる額を含む。)の総額(以下

分の15に相当する額を当該年度の
前年度及びその直前の2箇年度の各
年度における被保険者が属する世帯の
数等を勘案して算定した数から特定世
帯の数に2分の1を乗じて得た数と特
定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た
数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金
賦課額(第32条及び第32条の4の規定に
より介護納付金賦課額を減額するものとし
た場合にあつては、その減額することになる
額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課
総額」という。)は、第1号に掲げる額の見
込額から第2号に掲げる額の見込額を控除
した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費
納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民
健康保険に関する特別会計において負担
する介護納付金の納付に要する費用に充
てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) (略)

(介護納付金賦課限度額)

第26条 (略)

「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第32条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第26条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被

保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第26条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第26条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から第26条の2第1号ロに掲げる額の見込額及び同号ロに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合計額から同条第1号ロに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度

の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第26条の2第1号ロに掲げる額の見込額及び同号ロに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号ロに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 イからハマでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない

い。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第26条の6 第26条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日)

第27条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条の額、第20条の3若しくは第26条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第22条の額又は第32条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第32条の3第1項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第5項第1号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項にお

(賦課期日)

第27条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条の額、第20条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。))、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第32条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定によ

いて同じ。)に定める額、第32条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第32条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第20条の3、第22条若しくは第26条の3の額又は第32条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第32条の3の第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第5項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第32条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の額、第20条の3の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつ

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11

て行う。

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11

項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額及び同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当

項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額及び同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金

該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均

等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、30万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均

等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「6.7万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前各号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「6.6万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第26条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付

金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 イ に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロ に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割

の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第26条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号イからハまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第26条の5第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額（第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第20条の4、第23条及び第26条の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含ま

（特例対象被保険者等の特例）

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額による

れている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第26条の5」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第26条の5第3項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第20条の6」と、「第15条第2項」とあるのは「第20

ものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の軽減)

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは、「第20条の6」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第20条の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるの

条の6第2項」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第26条の5」と、「第15条第2項」とあるのは「第26条の5第2項」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第26条の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする(第6項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第37条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産

は「第20条の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第37条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産

前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「6.7万円」とあるのは「2.6万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「6.7万円」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第26条の3」と、「6.7万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第26条の5」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付

前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「6.6万円」とあるのは「2.6万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「6.6万円」とあるのは「1.7万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付

義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1)・(2) (略)

7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号と、第7項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦

義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第26条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第26条の5」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第32条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第26条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第32条第5項、第32条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第26条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第26条の5第3項の規定中「保険

料率」とあるのは「額」と読み替えるものと
する。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2～7 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2～7 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により
収入の減少が見込まれる場合等における保
険料の減免)

8 令和2年2月1日から令和5年3月31
日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつ
ては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下
この項において同じ。)が定められている保
険料の減免については、次の各号のいずれか
に該当する者は、第37条第1項第1号に規
定する保険料(被保険者の資格を取得した日
から14日以内に法第9条第1項の規定に
よる届出が行われなかったため令和2年2
月1日以降に納期限が定められている保
険料であつて、当該届出が被保険者の資格を取
得した日から14日以内に行われていたな
らば同年2月1日前に納期限が定められる
べきものを除く。)の減免の要件を満たすも
のとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、被保
険者の属する世帯の生計を主として維持
する者(以下「主たる生計維持者」という。)
が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、主たる生計維持者の事業収入、不動産
収入、山林収入又は給与収入(以下「事業
収入等」という。)の減少が見込まれ、次
のアからウまでの全てに該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入

等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

9 前項の場合における第37条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条、第20条、第26条の2から第26条の6まで及び第29条から第32条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第9号

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成12年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,920円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「<u>合計所得金額</u>」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第3</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,920円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の</p>

5条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)～(16) (略)

2～4 (略)

附 則

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例)

第8条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第

規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)～(16) (略)

2～4 (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第8条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項第3号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」
とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）
により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響によ

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」

り、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」とする。

とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方

税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地

方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与と所得控除後の給与等の金額を控除し

て得た額を控除して得た額以下である
場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げ
る者に該当せず、かつ、令和8年度分の同
法の規定による市町村民税が課されてい
ない者であって、次のアからウまでに掲げ
る場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が5
51,000円以上651,000円未
満であり、かつ、地方税法第295条第
3項に規定する政令で定める基準に従
い当該市町村の条例で定める金額から
同年の合計所得金額を控除して得た額
が、同年中の給与等の収入金額から55
0,000円を控除して得た額以下であ
る場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が6
51,000円以上1,619,000
円未満であり、かつ、地方税法第295
条第3項に規定する政令で定める基準
に従い当該市町村の条例で定める金額
から同年の合計所得金額を控除して得
た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,
619,000円以上1,900,00
0円未満であり、かつ、地方税法第29
5条第3項に規定する政令で定める基
準に従い当該市町村の条例で定める金
額から同年の合計所得金額を控除して
得た額が、650,000円から、同年
中の給与等の収入金額から当該給与等
の収入金額を別表第5の給与等の金額
として、別表第5により当該金額に応じ
て求めた別表第5の給与所得控除後の
給与等の金額を控除して得た額を控除
して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度分の保険料の減額の特例)

第10条 市長は、令和8年度分の保険料について、第11条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減額することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第10号

美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市火入れに関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市火入れに関する条例（昭和59年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、美濃加茂市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手續その他必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>火入れを行おうとする土地</u>（以下「火入地」という。）において火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、<u>規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、美濃加茂市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の許可の手續その他必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の10日前までに、<u>別記様式第1号による申請書(以下「火入許可申請書」という。)</u><u>2通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地</u>（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに<u>防火の設備の位置を示す見取図</u></p>

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、前項の申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、前条第1項の規定によりなされた申請に係る火入れが、次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 (略)

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 (略)

2 (略)

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び火入れの作業に従事する者(以下「火入従

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、火入許可申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 (略)

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 (略)

2 (略)

3 火入責任者は、第11条に定める防火の設備及び火入れの作業に従事する者(以下「火

事者」という。)の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入従事者を配置しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 火入者は、消火に必要な器具で規則で定めるものを火入従事者に携行させなければならない。

3 (略)

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報、暴風警報若しくは暴風特別警報が発表され、又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報、暴風警報若しくは暴風特別警報が発表され、又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び所轄消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可をした場合に

入従事者」という。)の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入従事者を配置しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。

3 (略)

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可をした場合に

<p>は、<u>所轄</u>消防署長にその旨通知するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>は、消防署長にその旨通知するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>別記様式第1号</u> (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式第2号</u> (第4条第1項関係)</p> <p>(略)</p>
--	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 1 号

美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市行政手続条例の一部を改正する条例

美濃加茂市行政手続条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 1 5 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 1 5 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></u></p>

4 前項の公示による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降

日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市行政手続条例の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

議第12号

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>10,000</u> 円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるとき	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,700</u> 円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、

は、15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(5) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び 副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及 び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

備考

1・2 (略)

14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び 副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及 び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号の傷病補償年金、同条第4号イの障害補償年金及び同条第6号イの遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第13号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	894,000円	市長	870,000円
副市長	742,000円	副市長	725,000円
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第14号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条及び第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	報酬月額	費用弁償	区分	報酬月額	費用弁償
議長	446,000円	(略)	議長	434,000円	(略)
副議長	392,000円		副議長	381,500円	
議員	372,000円		議員	362,000円	

附 則

この条例は、令和8年10月13日から施行する。

議第 15 号

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の定数条例（昭和 46 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は <u>410 人</u> とし、その内訳は次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>358 人</u> (3) (略) (4) 監査委員事務局の職員 1 人 (5) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>18 人</u> (6) (略) (7) <u>地方公営企業</u> の職員 23 人	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>360 人</u> (3) (略) (4) 監査委員の職員 1 人 (5) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員 <u>16 人</u> (6) (略) (7) 公営企業の職員 23 人 合計 <u>410 人</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第16号

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を
廃止する条例について

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条
例を下記のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止す
る条例

美濃加茂市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年
美濃加茂市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第17号

令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,263,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,850,000	206,479	3,056,479
	1 地方交付税	2,850,000	206,479	3,056,479
13 分担金及び負担金		177,181	1,711	178,892
	2 負担金	177,130	1,711	178,841
15 国庫支出金		5,768,038	9,174	5,777,212
	2 国庫補助金	2,280,061	9,174	2,289,235
17 財産収入		64,743	12,442	77,185
	1 財産運用収入	59,642	12,442	72,084
18 寄附金		723,156	300	723,456
	1 寄附金	723,156	300	723,456
20 繰越金		1,211,087	153,913	1,365,000
	1 繰越金	1,211,087	153,913	1,365,000
22 市債		2,648,100	13,200	2,661,300
	1 市債	2,648,100	13,200	2,661,300
歳入	合計	29,866,267	397,219	30,263,486

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,745,137	321,699	5,066,836
	1 総務管理費	3,852,975	312,525	4,165,500
	3 戸籍住民基本台帳費	189,443	9,174	198,617
3 民生費		11,840,052	15,674	11,855,726
	1 社会福祉費	5,188,464	4,234	5,192,698
	2 児童福祉費	6,098,709	10,265	6,108,974
	3 生活保護費	552,779	1,175	553,954
4 衛生費		1,956,892	8,382	1,965,274
	1 保健衛生費	824,506	8,382	832,888
5 農林業費		597,549	18	597,567
	1 農業費	393,442	18	393,460
9 教育費		4,080,832	51,446	4,132,278
	2 小学校費	464,805	300	465,105
	3 中学校費	199,802	13,200	213,002
	5 社会教育費	1,458,814	11,770	1,470,584
	6 保健体育費	1,304,929	26,176	1,331,105
歳出合計		29,866,267	397,219	30,263,486

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付サービス事業	1,078
		住民基本台帳事務	6,248
7 土木費	4 都市計画費	都市計画事業	16,819
9 教育費	3 中学校費	中学校施設営繕工事	13,200
	5 社会教育費	文化会館施設管理事業	11,770
	6 保健体育費	新体育館整備事業	7,000
		学校給食センター維持管理事業	19,176

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	千円 7,458	千円 9,306

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校施設営繕工事	千円 60,900	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	千円 74,100	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
11		地方交付税	2,850,000	206,479	3,056,479
	1	地方交付税	2,850,000	206,479	3,056,479
		1 地方交付税	2,850,000	206,479	3,056,479

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	206,479	1 普通交付税

(款) 13 分担金及び負担金
 (項) 2 負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		分担金及び負担金	177,181	1,711	178,892
	2	負 担 金	177,130	1,711	178,841
	7	教育費負担金	36,890	1,711	38,601

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 保健体育費 負担金	1,711	1 学校給食センター運営費負担金

(款) 15 国庫支出金
 (項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	5,768,038	9,174	5,777,212
	2	国庫補助金	2,280,061	9,174	2,289,235
	1	総務費国庫補助金	825,017	9,174	834,191

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 戸籍住民基本台帳費補助金	9,174	1 社会保障・税番号制度システム費補助金

(款) 17 財産収入
 (項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		財産収入	64,743	12,442	77,185
	1	財産運用収入	59,642	12,442	72,084
	3	基金運用収入	30,262	12,442	42,704

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	12,442	1 財政調整基金利子	5,014
		2 減債基金利子	2,020
		3 ふるさと納税基金利子	88
		4 福祉基金利子	457
		5 ふるさと水基金利子	18
		6 庁舎建設基金利子	4,836
		7 人に優しいまちづくり基金利子	9

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	723,156	300	723,456
	1	寄 附 金	723,156	300	723,456
	3	教育費寄附金	20,351	300	20,651

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 小学校費寄附金	300	1 小学校費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,211,087	153,913	1,365,000
	1	繰越金	1,211,087	153,913	1,365,000
		1 繰越金	1,211,087	153,913	1,365,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	153,913	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	2,648,100	13,200	2,661,300
	1	市 債	2,648,100	13,200	2,661,300
	6	教育債	1,276,200	13,200	1,289,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 中学校債	13,200	1 中学校施設営繕工事

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	4,745,137	321,699	5,066,836	21,132	300,567
	1	総務管理費	3,852,975	312,525	4,165,500	11,958	300,567
	3	財政管理費	79,384	283,513	362,897	財産収入 7,034	276,479
	6	企 画 費	2,333,613	29,012	2,362,625	財産収入 4,924	24,088
	3	戸籍住民基本台帳費	189,443	9,174	198,617	9,174	
	1	戸籍住民基本台帳費	189,443	9,174	198,617	国庫支出金 9,174	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	283,513	財政調整基金積立金 235,014 減債基金積立金 48,499	財政管理事業 283,513
18 負担金、補助及び交付金	19,469	長良川鉄道経営安定対策補助金	長良川鉄道経営安定支援事業 19,469
22 償還金、利子及び割引料	4,619	国庫負担金等返還金	ふるさと納税推進事業 88 総合戦略事業事務費 4,619 新庁舎整備事業 4,836
24 積立金	4,924	ふるさと納税基金積立金 88 庁舎建設基金積立金 4,836	
12 委託料	9,174	コンビニ交付システム改修 1,078 住民記録システム改修 6,248 戸籍附票システム改修 1,848	コンビニ交付サービス事業 1,078 住民基本台帳事務 6,248 戸籍事務 1,848

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	11,840,052	15,674	11,855,726	466	15,208
	1	社会福祉費	5,188,464	4,234	5,192,698	466	3,768
	1	社会福祉総務費	704,210	466	704,676	財産収入 466	
	3	老人福祉費	880,758	3,768	884,526		3,768
	2	児童福祉費	6,098,709	10,265	6,108,974		10,265
	1	児童福祉総務費	511,899	10,093	521,992		10,093
	5	カナリヤの家費	78,989	172	79,161		172
	3	生活保護費	552,779	1,175	553,954		1,175
	3	生活困窮者自立支援費	51,724	1,175	52,899		1,175

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	466	福祉基金積立金 457 人に優しいまちづくり基金積立金 9	市民福祉事務費 466
22 償還金、利子及び割引料	3,768	国庫負担金等返還金	地域包括支援センター運営事業 3,768
22 償還金、利子及び割引料	10,093	国庫負担金等返還金	子育て支援事業 7,487 地域子育て支援拠点施設運営事業 2,606
22 償還金、利子及び割引料	172	国庫負担金等返還金	カナリヤの家管理運営事業 172
22 償還金、利子及び割引料	1,175	国庫負担金等返還金	生活困窮者自立支援事業 1,175

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,956,892	8,382	1,965,274		8,382
	1	保健衛生費	824,506	8,382	832,888		8,382
		4 予防接種費	219,181	8,382	227,563		8,382

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利 子及び割引 料	8,382	国庫負担金等返還金	予防接種事業 8,382

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	597,549	18	597,567	18	
	1	農業費	393,442	18	393,460	18	
	6	農地費	238,131	18	238,149	財産収入 18	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	18	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 18

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

9	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	4,080,832	51,446	4,132,278	15,211	36,235
2	小学校費	464,805	300	465,105	300	
2	小学校教育 振興費	57,080	300	57,380	寄附金 300	
3	中学校費	199,802	13,200	213,002	13,200	
1	中学校管理 費	162,964	13,200	176,164	市債 13,200	
5	社会教育費	1,458,814	11,770	1,470,584		11,770
6	文化会館費	287,344	11,770	299,114		11,770
6	保健体育費	1,304,929	26,176	1,331,105	1,711	24,465
2	保健体育施 設費	379,995	7,000	386,995		7,000
3	学校給食セ ンター費	810,875	19,176	830,051	分担金負担金 1,711	17,465

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
17 備品購入費	300	教材備品	蜂屋小教育振興費 300
12 委託料	13,200	空調設備設計	中学校施設営繕工事 13,200
17 備品購入費	11,770	文化会館備品	文化会館施設管理事業 11,770
12 委託料	7,000	基本構想等策定	新体育館整備事業 7,000
10 需用費	2,056	消耗品費	学校給食センター維持管理事業
17 備品購入費	17,120	調理用器具	19,176

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,583,568	7,986,165	2,718,800	745,603	9,959,362
(1) 総務	145,014	176,531	49,700	16,181	210,050
(2) 民生	885,817	991,354	384,400	68,339	1,307,415
(3) 衛生	243,156	224,675		18,518	206,157
(4) 農林	93,959	81,177	20,000	10,402	90,775
(5) 商工	4,128	5,900	56,200	176	61,924
(6) 土木	1,934,559	2,137,433	574,800	235,009	2,477,224
(7) 消防	1,102,536	1,006,128	315,300	103,191	1,218,237
(8) 教育	3,174,399	3,362,967	1,318,400	293,787	4,387,580
2 災害復旧債	33,203	28,499		4,710	23,789
(1) 補助災害	2,047	1,792		255	1,537
(2) 単独災害	31,156	26,707		4,455	22,252
3 その他	7,040,031	6,440,827		660,164	5,780,663
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	93,030	67,692		19,331	48,361
(3) 財源対策債等	19,913	15,133		3,352	11,781
(4) 臨時財政対策債	6,927,088	6,358,002		637,481	5,720,521
合 計	14,656,802	14,455,491	2,718,800	1,410,477	15,763,814

議第18号

令和7年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

令和7年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,168,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		661,528	8,297	669,825
	1 後期高齢者医療保険料	661,528	8,297	669,825
歳入合計		908,544	8,297	916,841

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		837,661	8,297	845,958
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	837,661	8,297	845,958
歳 出	合 計	908,544	8,297	916,841

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	837,661	8,297	845,958
歳 出 合 計	908,544	8,297	916,841

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	661,528	8,297	669,825
	1	後期高齢者医療保険料	661,528	8,297	669,825
		1 特別徴収保険料	394,979	8,297	403,276

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 特別徴収保険料現年度分	8,297	1 特別徴収保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	837,661	8,297	845,958		8,297
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	837,661	8,297	845,958		8,297
		1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	837,661	8,297	845,958		8,297

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	8,297	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 8,297

令和8年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和8年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

- 議第19号 令和8年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第20号 令和8年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第21号 令和8年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第22号 令和8年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第23号 令和8年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第24号 令和8年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第25号 令和8年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第26号 令和8年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第27号 令和8年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 28 号

指定管理者の指定について

総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

- 1 公の施設の名称
総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂
- 2 指定管理者となる団体の名称等
社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会
会長 佐 光 博 司
- 3 指定管理者となる団体の所在地
岐阜県美濃加茂市新池町三丁目 4 番 1 号
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議第 29 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

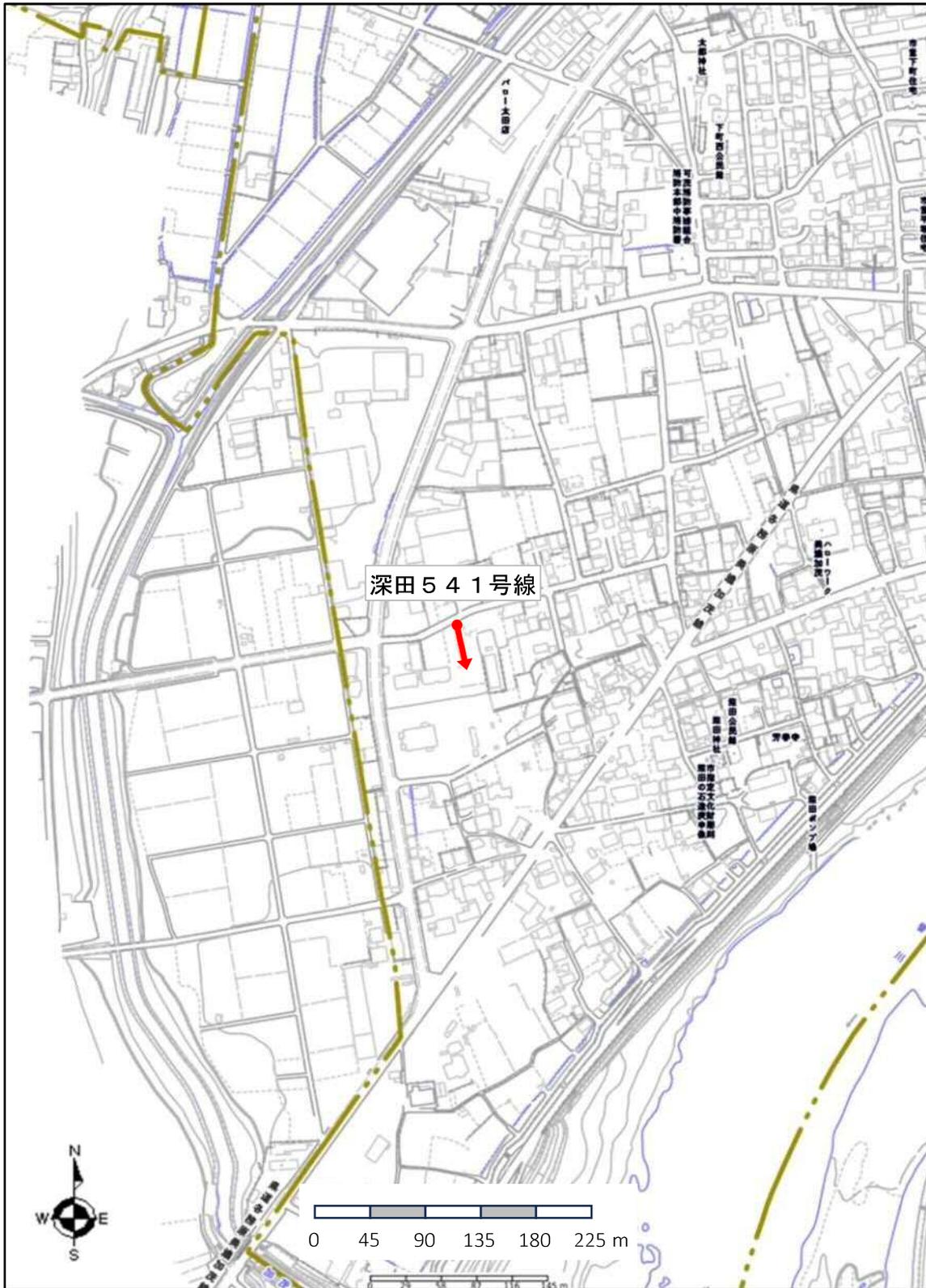
令和 8 年 2 月 19 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	深田 5 4 1 号線	美濃加茂市深田町三丁目字身ノ養生 3 0 1 番 3 地先		
		美濃加茂市深田町三丁目字身ノ養生 3 0 1 番 1 0 地先		
2	稲辺 4 9 1 号線	美濃加茂市加茂野町稲辺字西小原 5 4 0 番 1 0 地先		
		美濃加茂市加茂野町稲辺字西小原 5 4 0 番 8 地先		
3	前平 5 4 2 号線	美濃加茂市前平町二丁目 1 0 3 番 1 地先		
		美濃加茂市前平町二丁目 1 0 3 番 7 地先		
4	新池 7 2 1 号線	美濃加茂市新池町一丁目 1 2 0 番 9 地先		
		美濃加茂市新池町一丁目 1 2 0 番 6 地先		

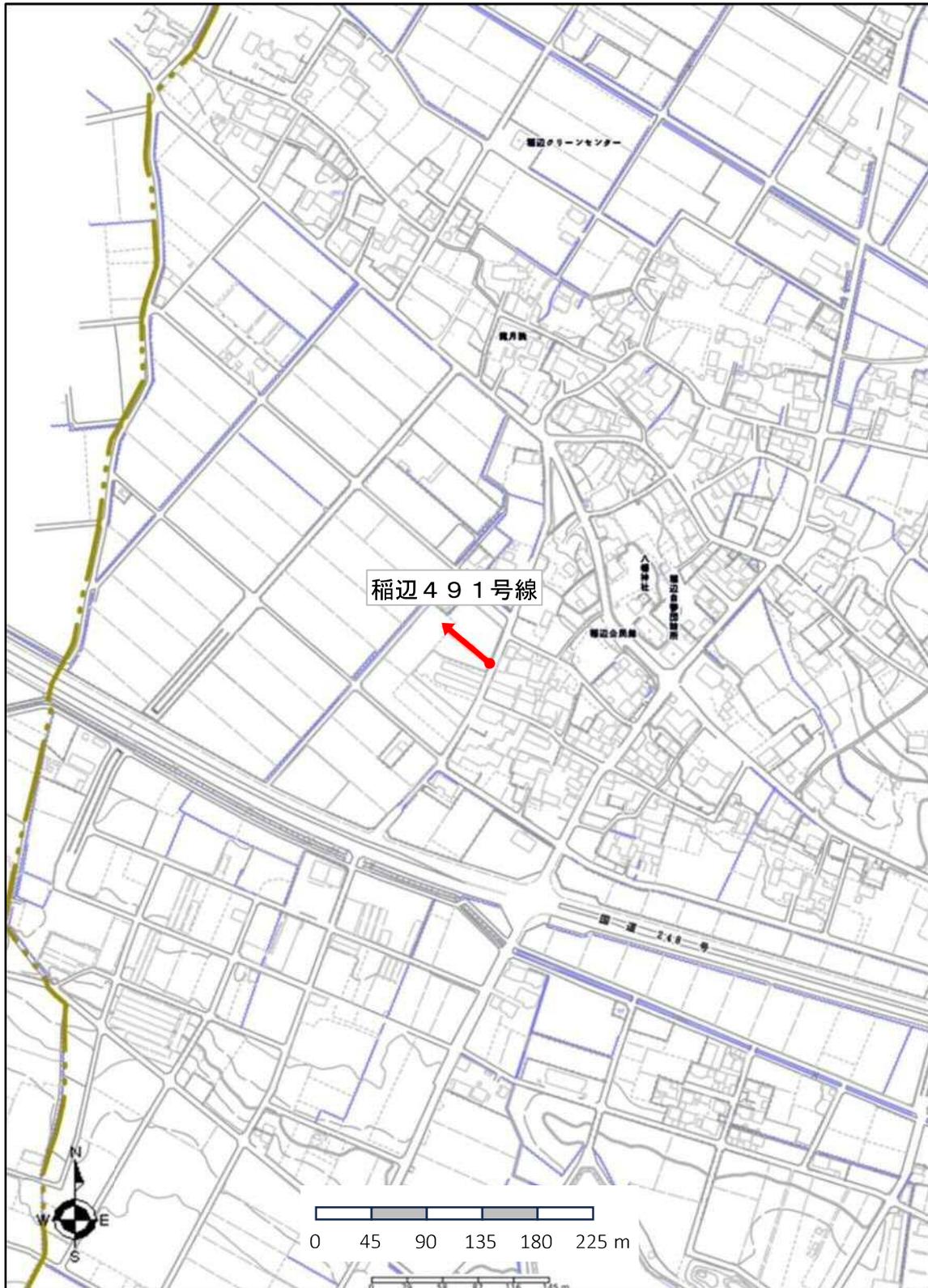
新規認定路線 ① : 深田541号線



新規認定路線 ① : 深田541号線



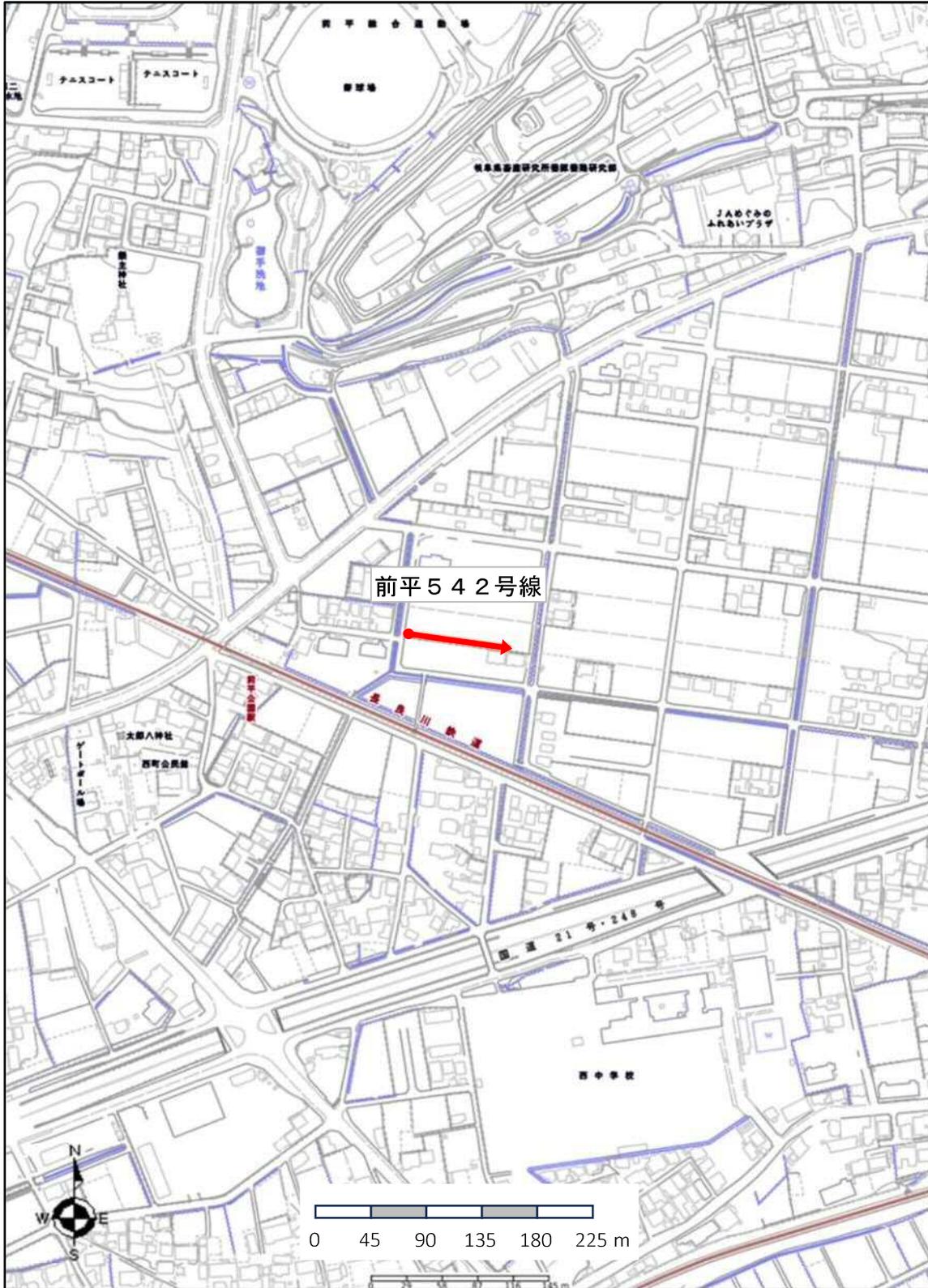
新規認定路線 ⊙ : 稲辺491号線



新規認定路線 ⊙ : 稲辺491号線



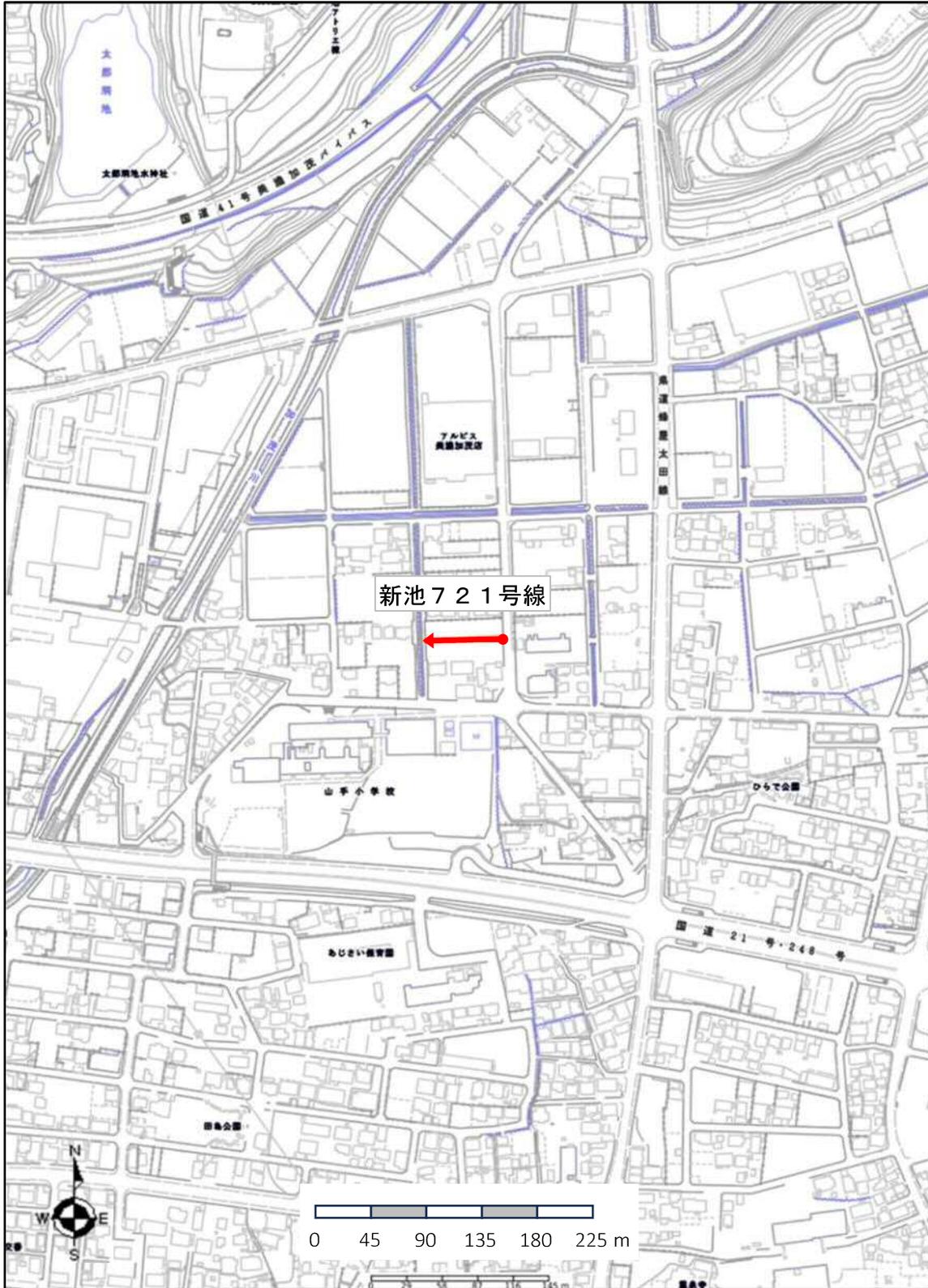
新規認定路線 ㊦ : 前平542号線



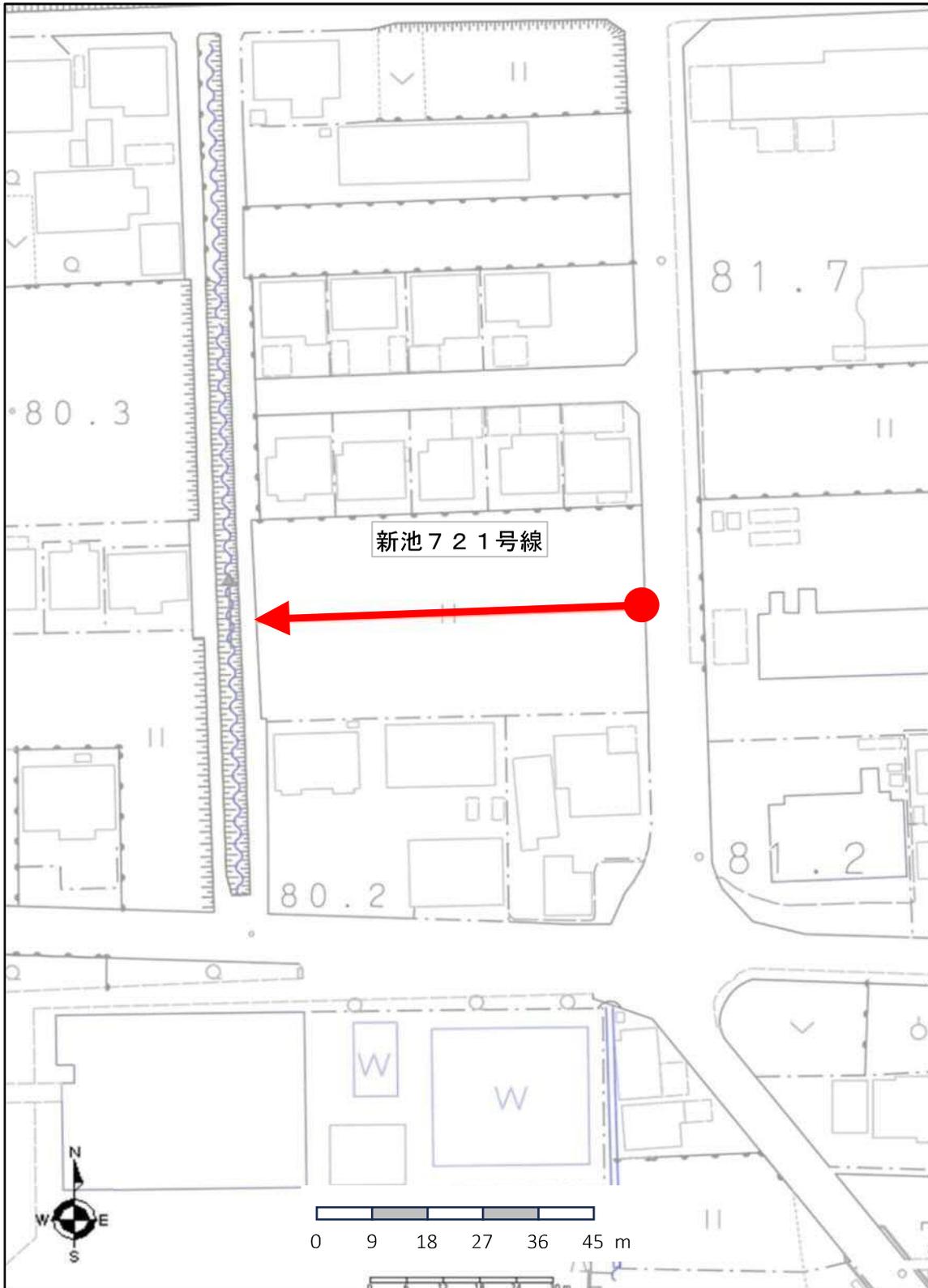
新規認定路線 ㊦ : 前平542号線



新規認定路線 ㊦：新池721号線



新規認定路線 ㊦ : 新池721号線



議第30号

美濃加茂市副市長の選任について

美濃加茂市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 佐藤文彦
生年月日

議第 3 1 号

美濃加茂市と坂祝町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、坂祝町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

美濃加茂市と坂祝町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 坂祝町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、坂祝町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と坂祝町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を坂祝町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を坂祝町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、坂祝町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、坂祝町長からの申出があるときその他必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ坂祝町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに坂祝町長に通知しなければならない。

3 坂祝町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、坂祝町長は、当該年度の9月30日までに、書

面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と坂祝町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 2 号

美濃加茂市と富加町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、富加町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

美濃加茂市と富加町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 富加町は、富加町に住所を有する公立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、富加町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村(以下「関係町村」という。)による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と富加町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を富加町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を富加町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、富加町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、富加町長からの申出があるときその他必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程(以下「条例等」という。)を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ富加町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに富加町長に通知しなければならない。

3 富加町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、富加町長は、当該年度の9月30日までに、書

面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と富加町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 3 号

美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、川辺町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

美濃加茂市と川辺町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 川辺町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、川辺町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と川辺町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を川辺町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を川辺町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、川辺町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、川辺町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ川辺町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに川辺町長に通知しなければならない。

3 川辺町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、川辺町長は、当該年度の9月30日までに、書

面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と川辺町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第34号

美濃加茂市と七宗町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、七宗町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市と七宗町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 七宗町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、七宗町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と七宗町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を七宗町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を七宗町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、七宗町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、七宗町長からの申出があるときその他必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ七宗町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに七宗町長に通知しなければならない。

3 七宗町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、七宗町長は、当該年度の9月30日までに、書

面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と七宗町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 5 号

美濃加茂市と八百津町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、八百津町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

美濃加茂市と八百津町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 八百津町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、八百津町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と八百津町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を八百津町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を八百津町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、八百津町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、八百津町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ八百津町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに八百津町長に通知しなければならない。

3 八百津町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、八百津町長は、当該年度の9月30日までに、

書面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と八百津町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第36号

美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、白川町から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 白川町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、白川町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と白川町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を白川町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を白川町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、白川町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、白川町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ白川町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに白川町長に通知しなければならない。

3 白川町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、白川町長は、当該年度の9月30日までに、書

面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と白川町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 7 号

美濃加茂市と東白川村との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、東白川村から学校腎臓検診事務を受託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

美濃加茂市と東白川村との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 東白川村は、村立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、東白川村が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と東白川村長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を東白川村長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を東白川村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、東白川村長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期の連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、東白川村長からの申出があるときその他必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ東白川村長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに東白川村長に通知しなければならない。

3 東白川村長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、東白川村長は、当該年度の9月30日までに、

書面により美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と東白川村長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月19日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 早 川 佳 保 里
生年月日



Walkable City
Minakama